

韓国における外国人労働者

南 有 哲

Summary

Foreign Laborers in South Korea

Arisato MINAMI

Since the end of the 80's, South Korea has been flooded with foreign laborers from China, Southeastern and Southern Asia. These immigrants are mostly employed by smaller business and engaged in unskilled labor. In South Korea, officialy, the law prohibits the engagement of foreign workers in unskilled labor, but, actually, there are a number of 'trainees' and 'illegal workers'. And they do long-time, low-waged work in comparison with native workers. Accordingly, they are in bad circumstances. Besides, they often have their human rights infringed upon. Their situation now has become as serious a social issue as in Western Europe and in Japan.

The immediate cause of the above influx of workers is the critical shortage of unskilled workers in smaller business in South Korea. Under this shortage, lie three factors : 1) the decrease in young manpower that has resulted from the rising ratio of young people wishing for schools of higher grade ; 2) the drain of surplus labor force in rural areas that was a 'reservoir' of industry's manpower ; 3) the intensified labor disputes and the rapid rise in wages that have been brought about by a series of political democratization since June 29, 1987. In addition, the widening economic differential between South Korea and Asian developing countries, and the growing direct investments by South Korea in these countries have promoted the immigration of Asian laborers.

These facts lying behind the influx of laborers are characteristic of the advanced capitalism. They reveal, therefore, that South Korea has been in the process of developing from one of NIEs into an advanced capitalism. Consequently, we can say that this immigration is an accompaniment to this development. And, it follows that the foreign worker problem in South Korea has the common features to that in the developed countries, especially in Japan. This problem will be one of the first difficulties for South Korea to solve if it is to be really among the developed countries.

I はじめに

1995年1月9日、ソウル市の明洞聖堂においてネパール人産業技術研修生13名が抗議行動を開始した。「どうか殴らないで」「私たちに月給を直接支払って下さい」「パスポートを返して」などというプラカードを掲げて示威を行った後、聖堂（カトリック教会）入口に設営した簡易テントにおいて無期限籠城に突入したのである。これに対して教会関係者や労働団体のみならず労働部も交渉に入ることになり、ついには駐韓ネパール大使が籠城労働者の説得にあたるという事態になった。

韓国においては90年代に入って以降、外国人労働者問題が表面化するにつれて、これについてのいくつかの実態調査が行われている。それらの調査結果に依拠しつつ、韓国における外国人労働者の実態を概観し、その基本性格について考察することが、本稿の課題である。¹⁾

まず、本稿が依拠した実態調査について述べよう。

1) 完全に合法的な、産業技術研修生について調査したものとしては、大邱商工会議所調査部、『大邱地域製造業海外人力活用実態調査結果報告』（ハングル）、1993。

1993年5月、大邱地域の製造業160余企業に対して行ったもの。調査対象となる「外国人研修労働者」とは「企業が商工資源部の雇用推薦書を受け、法務部の許可が出て、さらに合法的に雇用された研修名目の外国人労働者」を指しており、「出入国管理法に違反した不法就業者は除外し」ている。

2) 資格外就労者（いわゆる不法就労者）を中心に調査したものとしては、

薛東勲、「国際労働力移動ト韓国内外国人労働者」、韓国社会史研究会 編、『韓国ノ地域問題ト労働階級』、文学ト知性社、1992年。

本論文は大変包括的なものであり、その論述は多岐にわたっているのであるが、この論文における外国人労働者の就労実態分析は、主に以下の二つの実態調査に基づいている。

a) 「外国人労働者ノ人権ノ為ノツドイ」が1992年5-9月に、ソウル市の紫陽洞聖堂で行った「外国人労働者労働相談」から作成された資料。

b) 外国人就業実態調査委員会が、1992年6-7月に九老工団（工業団地）を中心に行った、「韓国ノ外国人就業実態調査」（ソウル労働運動研究所、1992）という資料である。私はこの2資料を直接入手できなかったため、薛の論文から再引用を行う。

3) 外国人労働者の国籍別調査も登場している。中国の国籍をもつ朝鮮民族（韓国において通常「中国僑胞」と呼称され、91年以降の入管統計では「韓国系中国人」として集計されている。以下本稿においては中華人民共和国における民族名称に従い、朝鮮族と記述する）についての調査としては、

a) 朴来栄、「外国人労働者ノ流入ニ関スル調査研究」、『労働経済論集』、第16巻、1994年12月。

1993年6月に朝鮮族220名に面談して行ったもので、仁川国際埠頭から出国予定の者、そこへ

転送されてきたもの、さらにはいくつかの事業所で働いている者が対象となった。

- b) 李閔熙, 「我が国海外人力雇用実態ニ関スル考察——中国僑胞人力ヲ中心ニ——」, 東国大学校経営大学院碩士 (= 修士) 論文, 1992年。

1991年1月-2月に行った直接訪問および面接による調査であり, 朝鮮族70名から有効な回答を得ている。

- 4) フィリピン人に対する調査としては,

韓国天主教会会議正義平和委員会, 『外国人労働者ト人間ノ基本権』, 1993年。

カトリック教会 (天主教) ソウル大教区外国人労働者相談所が1992年10月18日に, ソウル, 富川, 安山の聖堂においてフィリピン人労働者1079名に, また外国人労働者を雇用している104企業に対して行った設問調査。

- 5) バングラディッシュ人労働者に関する調査としては

イ・ウクジョン『国内バングラディッシュ労働者ノ生活実態ト適応戦略ニ関スル事例研究』, ソウル大学校大学院人類学科碩士論文, 1993年。

朝鮮族やフィリピン人に関する研究成果はある程度存在するものの, それ以外の国からの労働者に関する調査がほとんど存在しないなかで, 極めて貴重な業績であるといえる。ソウルは梨泰院にあるモスク (イスラム寺院) や, 京畿道内の某郡にある合繊企業の工場, さらにはその近辺にある工業団地でなされたものであり, 1993年の9ヶ月間に行われた。面接者数は52名。

II 韓国における外国人労働者の実態

(1) 外国人労働者の類型

A 合法就労者

法務部の内部資料によれば²⁾, 1990年現在合法就労者数は2833名であり, このうち専門職業・特定職業・会話指導が1481名, 教授および研究職が623名, 技術指導450名, そして芸術興行が279名となっている。それが1994年になると, 4月30日現在で総計4120名となっており, 専門職業・特定職業・会話指導が2799名, 教授および研究職が578名, 技術指導299名, 芸術興行が444名となっており, 徐々に増加しつつあることが読み取れよう。

B 外国人産業技術研修生

次に, 外国人産業技術研修生についてみてみよう。1991年11月, 法務部長官の訓令として「外国人産業技術研修査証発給に関する業務処理指針」が制定され, この制度が本格化した。この「指針」の内容によれば, 外国人産業技術研修査証の発給を受けられる者は, 1) 外国に直接投資したり外国企業と合弁して外国に投資する企業, 2) 外国に技術を提供する企業, 3) 外国に産業設備を輸出する企業, において研修する者とされ, 法務部長官が必要と判断し主務部長官の推薦を得られた企業もその対象とされた (第2条)。海外投資やプラント輸出を行う企業に対し優先的に労働力を配分しようとする意図は明白であろう。研修生の研修期間は原則6ヶ月とされ, 法務部長官の許可を得ればさらに6ヶ月の延長が可能であった (第3条)。また, 同指針の施行細則によれば企業への研修生配分はその生産職常時勤労者数によって定められ, 50人未満

の企業には5名以内、500人以上の企業は30-50名と定められていた（第2条）。

1993年11月からは低開発国勤労者の技術・技能人力の工場に寄与し、かつ韓国の中小製造業体の労働力不足を緩和させるために、この制度の拡大運用が決定された。まず研修人員を94年から2万名以内とし、滞留期間は1年であったのが、さらに1年延長することができるようになった。斡旋および管理は中小企業協同組合中央会の、労務管理は労働部の指導事項となった³⁾。

C 資格外就労者

資格外就労者については、大別して二つの類型がある。

- a) 欧米や日本などの先進資本主義諸国から来た者を中心として、語学学校講師やモデルなどの専門的な職業に従事する者。
- b) アジアの発展途上国から来た者で、製造業における未熟練労働やサービス業などに従事する者。

以上のように、韓国における外国人労働者にはいくつかの類型が存在するのであるが、一般に韓国で「外国人労働者問題」として社会問題化しているのは、BおよびCb)のケースであるため、本稿においても対象をこの二者に限定することをあらかじめ確認しておく。

(2) 外国人産業技術研修生の実態

ではまず、産業技術研修生の実態からみていこう。最初は国籍別内訳である（表1）。中国が91年の21人から94年の4715人へ、比率では3.5%から50%以上へと急激に増加しているが、このうちの相当部分が朝鮮族であるものと思われる⁴⁾。韓国人と文化的言語的にほとんど同一な朝鮮族は、労働力として研修生をもとめている中小企業にとって労務管理のしやすさという面からみても最も好ましい存在であるといえる。目を引くのはベトナムからの研修生が急増している点である。東独をはじめソ連圏諸国に労働力を輸出していたベトナムにとって、東欧激動以降新たな労働力輸出先を開拓する必要が生じ、一方で東南アジアにさらなる経済進出をはかる韓国にとって、ベトナムとの関係を深めていくことは重要な利益につながる。このような関係が

表1 国籍別にみた外国人産業技術研修生の在留状況（単位：名）

年度	中 国	フィリピン	タ イ	インドネシア	ベトナム	スリランカ	他	合 計
91年	21	165	62	197		66	88	599
	3.5	27.5	10.4	32.9		11	14.7	100
92年	2311	937	487	685	42	221	261	4945
	46.7	18.9	9.8	13.9	0.9	4.5	5.3	100
93年	4663	1776	582	571	369	333	350	8644
	53.9	20.5	6.7	6.6	4.3	3.9	4.1	100
94年	4715	1946	521	689	450	509	332	9162
	51.5	21.2	5.7	7.5	4.9	5.6	3.6	100

各列下段は当該年における比率（%）

出典 崔敬吉、『中小企業人力政策ノ研究』、韓国開発研究院、1994年12月。
原資料は法務部作成。

背後にあることが推測される。

次に、業種別にみていこう。(表2)によれば、どの年をとっても最も多いのが繊維であり、これに電気・電子がつづいている。この二業種は一貫して量的、比率的増大を続けているが、ゴム・化学および機械・造船は年ごとに変動を見せ、縫製・玩具と陶磁器は比率としては減少しているのが目立つ。全体としては外国人産業技術研修生はいわゆる労働集約的産業に集中しているのがわかる。

企業規模別にはどうなるであろうか。全国を網羅する統計は未入手であるが、大邱商工会議所が行った調査結果がてががりになる。

この調査において、外国人産業技術研修生を雇用している116企業の従業員数別分布をみると、50人以下の企業が31(26.7%)、51-99人が43(37.1%)、100-299人が41(35.3%)、300人以上が1(0.9%)となっている。これで見ると93年時点の大邱においては、外国人研修生を雇用している企業のうち、51-299人規模のものが70%以上を占めていることになる。

外国人研修生たちの労働条件はどのようになっているのであろうか。まず賃金についてみるならば、大邱の調査では生産および労務職に従事している韓国人の賃金に対する研修生の賃金の比率のみが集計されていて、賃金額について記載はない。これによると韓国人の50%以下という企業が全体の39.7%であり、51-60%だという企業が31.9%、61-70%が全体の22.4%、71-80%が2.6%、そして81%以上だというのが3.4%である。手当については74.1%の企業が支給していると答えている。労働時間についてみるならば、この調査によれば韓国人労働者の場合、週あたり44時間以下だという企業が全体の12.1%となっており、45-60時間だというのが全体の65.5%、61-72時間が全体の22.4%となっている。これに対し外国人研修生の場合は44時間以下の企業が5.2%、45-60だという企業が全体の32.8%、61-72時間が6.9%、73時間以上が6.9%、そして企業全体の0.9%が無応答という結果となっている。休日については、116企業のうち2日以内と答えたものが9.5%、月に3-4日と答えたのが全体の77.6%、月に5-6日と答えたのが全体の12.9%である。全体として韓国人労働者に比して、低賃金・長時間労働の傾向があることは読み取れよう。

表2 外国人研修生の業種別内訳

(単位:名)

年度	織 維	ゴ ム・化学	電 気・電 子	機 械・造 船	縫 製・玩 具	陶 磁 器	他	合 計
91年	144	41	26	49	88	100	151	599
	24.0	6.8	4.3	8.2	14.7	16.7	25.3	100
92年	1509	1062	602	887	340	119	426	4945
	30.5	21.5	12.2	17.9	6.9	2.4	8.6	100
93年	2510	929	1376	1667	283	125	1754	8644
	29.0	10.7	15.9	19.3	3.3	1.5	20.3	100
94年	2569	952	1644	1395	331	156	2115	9162
	28.0	10.4	17.9	15.2	3.6	1.7	23.2	100

各列下段は当該年における比率(%)

出典 崔徹吉、『中小企業人力政策ノ研究』、韓国開発研究院、1994年12月。
原資料は法務部作成。

他の資料を参照してみよう。(表3)は韓国人、外国人産業技術研修生、外国人不法就労者の賃金、労働時間の比較である。これで見ると、研修生は不法就労者に比して労働時間は若干短いものの月平均賃金には男性の場合13%、女性の場合20%の格差があることがわかる⁵⁾。また雇用主が負担する宿舍や食費などの追加労働費用をみても、男性の場合はほとんど変わらないことから、物質的生活環境の面でも大差がないものと推定される。女子の場合資格外就労者は賃金は二割増になる反面、研修生に比して追加労働費用がほぼ半額であることから、合法性を喪失した女性労働者の生活環境が極度に悪化していることが推測される。しかし、生活環境が悪化したとしても、直接手にしうる金額がより多くなる方を選好することは大いに有り得ることである。従ってこの資料による限り、外国人研修生は男女ともより高い賃金をもとめて職場を離脱・移動し資格外就労者化しようとするインセンティブが働くことは十分に予想される。また、資格外就労者に対しては94年2月7日から産業災害保険が適用されるようになったにもかかわらず、合法的に就労しているはずの研修生が逆にその適用から除外されるという実態すらあるため⁶⁾、離脱の動きがますます加速されうることになる。実際、94年末現在、中小企業協同組合が推薦した研修生のうち、全体の16%にあたる3018名が職場離脱したとの情報もある⁷⁾。この動きは人力ブローカーによってますます助長される。彼らは資格外就労者の手引きで研修生と接触したり、外国人労働者が集まる教会やモスクなどといった外国人労働者が集まる場所の近辺に出没し、離脱と移動を仲介する⁸⁾。

このような職場離脱の動きに対して、雇用主の側は旅券の管理や賃金支給の引き延ばしといった手段で対抗し離脱を阻止しようとする（もちろん、研修生に対してのみではなく、資格外就労者に対しても同様である）が、そのことが今度は外国人研修生の雇用主に対する隷属の条件ともなり、賃金滞払や横領、侮辱や暴行といった深刻な人権問題をひきおこすことになる。このような状況に対し、韓国政府は労働力送出国、送出企業に対してペナルティーを課すとともに、中小企業協同組合中央会のみならず地方商工会議所にも外国人研修生の管理権を与え、

表3 研修生および「不法就労者」の賃金・労働時間の比較

	月平均賃金 (ウォン)	追加労働費用 (ウォン)	労働時間 (時間/週)
韓 国 人			
男性	466,127		55.3
女性	513,556		54.1
研 修 生			
男性	371,520	126,500	56.6
女性	336,875	148,750	55.0
不法就労者			
男性	420,470	125,940	58.1
女性	406,660	74,830	56.4

- 1) 追加労働費用には宿泊・食事の費用が含まれる。
- 2) 韓国人の賃金には手当・ボーナスが含まれる。
- 3) 韓国人の労働時間は、生産働者の平均である。
労働部『事業体実態調査』、1992年より。
- 4) 調査時点は1993年10月である。

出典 労働部外国人政策研究班、『単純技能外国労働力ノ国内就業ニ関スル政策代案』、1994年12月、18頁。

管理体制の強化を図っている。その一方で商工資源部は94年12月16日、「外国人産業技術研修人
力実態および改善方案」を公表し最低月26万ウォンの賃金保証および産災・医療保険加入を認
めた⁹⁾。

(3) 資格外就労者の実態

1 国 籍

(表4)は、法務部内部資料による不法残留者の国籍別内訳である。このデータは法務部が設
定した自己申告期間¹⁰⁾における出頭者および当局によって摘発された者などを集計して算出さ
れたものと考えられるため、韓国内の資格外就労者をすべて捕捉し得るデータではない(対象
の性質上当然のことであるが)。しかしその出身国別に見た割合を大まかに推定するために利
用することはできよう。これで見ると中国、フィリピン、バングラディシュ、パキスタン、ネ
パールが多いことがわかる。これら不法残留者の大半は韓国においてなんらかの労働に従事し
ていたものと思われる。

2 資格外就労者入国数の推移

対象の性質上これを正確に捕捉することは不可能であるから、他のデータから推測するほか
ない。そこで、上記資料で指摘された諸国からの入国者のうち、「短期資格」(93年の入管統計
においては「短期総合」となっており、この中に「観光・通過」「訪問・視察」などが含まれて
いる)、「査証免除」、「無査証入国」の資格で入国したものを集計し、グラフ化したのが(図1)
である。もちろんこれらの資格で入国した者すべてが資格外就労者になるわけではないし、逆
に他のビザで入国した者が資格外就労者化することもありうる¹¹⁾が、年度別の増減の傾向をこ
こから読みとることは可能であろう。これによると、どの国の場合も88-89年に増加を開始し、
ある年に急増してその翌年には急減するという共通の傾向がある。急増した年の翌年には、資
格外就労者化を警戒して入管当局の審査が厳しくなっていることを推測させる。

国別にみてみよう。まず中国についてであるが、先述のように91年統計から「韓国系中国人」
というカテゴリーが新設され、朝鮮族についての集計が別個に行われている。従って90年まで
は朝鮮族は当然中国のカテゴリーの中に含まれていたのだが、このグラフの動きを見る限り、
90年以前の中国カテゴリーにおいても朝鮮族が大部分であったと考えられる。この91年に朝鮮

表4 外国人不法残留者の国籍別内訳(単位:名、%)

国籍・時点	91.12.31		92.12.31		93.8.31		94.4.30	
中国	19592	46.8	27842	42.5	25609	43.7	21711	41.6
フィリピン	15745	37.6	12946	19.8	10302	17.6	8247	15.8
バングラディシュ	2114	5	3886	5.9	7190	12.3	5789	11.1
ネパール	1851	4.4	4541	6.9	3500	6	2732	5.3
パキスタン	239	0.5	1743	2.7	1462	2.4	1756	3.4
その他	2336	5.6	14570	22.2	10542	18	11858	22.7
計	41877	100	65528	100	58605	100	52144	100

出典 崔燦吉、『中小企業人力政策ノ研究』、韓国開発研究院、1994年12月。
原資料は法務部作成。

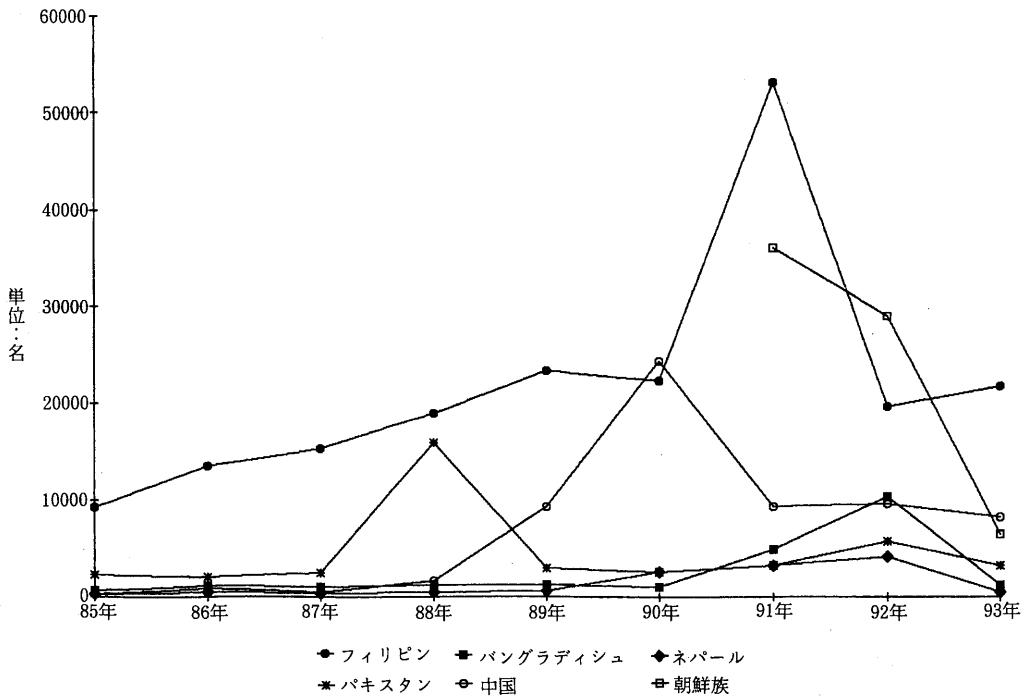


図1 「短期資格」「短期総合」「無査証入国」「査証免除」による入国者の推移
出典 法務部、『出入国管理統計年報』,各年度版。

族はピークを迎えている。フィリピンの場合は90年まで漸増を続け、91年に急増する。バングラディシュ、ネパールは増加のペースが比較的緩やかであり、92年にピークを迎えている。ここで特徴的なのはパキスタンの動きである。まず他のどの国よりも早い88年に最初の、急傾斜のピークを記録した後に一度減少し、92年に再びより緩やかなピークを迎えている。88年以後の動きはネパールやバングラディシュと類似したパターンであるが、88年ピークが独特である。この88年パキスタンのもつ重要な特徴として指摘できることは、入管統計によればこの前年である87年においては男性が2265名女性が180名、翌年の89年には男性が2743名女性が206名であり、第二のピークを記録した92年が男性5473名女性221名であったのに対し、この88年には男性8224名女性7694名となっており、女性がこの年だけ量的比率的に圧倒的に多いことである。ところで薛東勲は中国・フィリピン・タイからの労働者は女性が相当比率含まれている一方、パキスタン、バングラディシュ、ネパール、スリランカ、インドからきた労働者には女性はほとんどみられないと指摘している¹³⁾。この点を念頭すると、88年のパキスタンのピークは資格外就労との関係は薄いのではないかと推測され、むしろこの年に開催されたソウル・オリンピックとの関連が強いのではないとも思われるが、他国については88年に大きな変化を看取できないため、断言することは困難である。

もしこの推測が正しいとするならば、90年代に入ってピークを迎えるという共通の傾向を前提として、量的に多くピークも比較的鋭く、しかもそれを91年に迎えた中国およびフィリピンと、量的に少なくピークも緩やかで、92年にピークを迎えたパキスタン、バングラディシュ、

ネパールという、二つのグループに分けられることになる。前者が東アジア、後者が南アジアの諸国から構成されていることも興味深い。

3 入国および就業の経路

紫陽洞での調査では本国人ブローカーを通じてという者が61.0%、韓国人ブローカーを通じてという者が14.1%、同僚労働者を通じてが4.0%、雇用主を通じてというのが4.0%となっている¹³⁾。

4 企業規模

紫陽洞での調査では企業の労働者数は平均23.34名、外国人労働者数は平均6.37名、一方九老工団での調査では労働者数が平均88.19名、外国人労働者数が8.36名となっている¹⁴⁾。

5 資格外就労者が従事している業種および職種

紫陽洞での調査では、繊維・縫製・衣類・皮革が圧倒的に多く（358名中231名——64.6%）、他はプラスチック、家具木材、電子部品、化学、雑貨、鞆などがあがっており、九老工団での調査では繊維が20.2%、衣服が16.5%となっており、プラスチックが15.6%、組立金属が12.8%などがあげられている¹⁵⁾。職種についてみると、紫陽洞での調査によれば補助が32.1%、機械組立工・単純組立工が11.3%、雑役夫が7.4%、裁縫が6.8%、裁断工が6.0%、完成工が5.7%、鍍金工が3.6%などとなっている¹⁶⁾。この調査では家政婦従事者は0.3%となっているが、朝鮮族やフィリピン人の女性が家政婦に従事している例はかなり多いとされ、朝鮮族女性のなかには食堂で働いている者も多いと言われる。一部の女性はいわゆる遊興業に従事しており、人身売買された朝鮮族女性が売春を行っていた例も報道されている¹⁷⁾。

6 賃金および労働時間

紫陽洞における調査では、月平均賃金は315000ウォン、九老工団では335500ウォンである。一日の労働時間は紫陽洞では683.6分、九老工団では604.6分となっている¹⁸⁾。

7 トラブル

紫陽洞での労働相談の内容の内訳をみると、賃金関連が91.3%、旅券関連が11.9%、健康が4.6%、産業災害が3.0%、適応問題が2.2%となっている（複数回答）¹⁹⁾。実際、紫陽洞の調査では賃金滞払日数が平均で50.8日、滞払賃金総額が平均499300ウォンとなっている²⁰⁾。賃金滞払について労働者らは、「不払いの理由を知ることができない」「販売不振で金がないと言われた」「来月払うからと言われ続けている」「今の職場に留め置くためだとして賃金の一部をくれない」「不法就労者だから賃金は払えないと言われた」などと語っている²¹⁾。

(4) 外国人労働者の国籍別比較

つぎに、外国人労働者の労働実態および諸特性について、国籍別に比較してみよう。朝鮮族については朴来栄の成果を柱とし、李閔熙の調査結果でこれを補完する。フィリピン人については天主教教会のものを、柱とする。バングラディッシュ人労働者についてはイ・ウクジョンの研究成果を利用する。これら柱となるデータをもとにまとめたのが（表5）である。

1 性別構成

表5 外国人労働者の特性・就労実態の国籍別比較

項 目	朝 鮮 人	フィリピン人	バングラデシュ人
応答者数	205名	1051名	52名
調査時点	93年6月	92年10月	93年8月
男性比率	60.00%	63.60%	100%
平均年齢	38.0歳	29.6歳	27歳
平均教育年数	10.8年	13.9年	12.2年
既婚者比率	81.90%	44.60%	
入国査証 親戚訪問 観光	91.20%	86.10%	
月平均給与(ウォン)	59.2万	33.9万	35-45万
男性	66.5万	35.4万	
女性	48.5万	31.2万	
月平均勤務日数	27.1日	26.1日	
一日平均勤務時間	10.7時間	10.8時間	11時間
就業職種			
繊維縫製	9.9%	43.6%	
その他製造業	17.8%	38.7%	
建設業	61.4%	1.3%	
サービス業他	11.4%	16.4%	
不満			
低賃金	75.5%	41.8%	
長時間勤務	20.4%	24.5%	
危険な作業環境	4.1%	11.7%	
態度・侮辱・宿食等		22.1%	
殴打経験ある者	3.3%	19.3%	36.5%

出典 朴来栄, 「外国人労働者ノ流入ニ関スル調査研究」, 『労働経済論集』第16巻, 1994年12月。

韓国天主教会会議平和委員会, 『外国人労働者ト人間ノ基本権』1993年。

イ・ウクジョン, 『国内バングラデシュ労働者ノ生活実態ト適応戦略ニ関スル事例研究』, ソウル大学校大学院人類学科碩士論文, 1993年。

朝鮮族の場合男性が60%, 女性が40%であり, フィリピン人は男性が63.6%, 女性が36.4%であるのに対し, バングラディッシュ人の場合は全員が男性である。この傾向は短期資格・査証免除・無査証入国者の性別構成にも反映されている²²⁾。

2 平均年齢

朝鮮族は38.0歳であるのに対し, フィリピン人の場合は29.6歳, バングラディッシュ人の場合は27歳となっており, 朝鮮族の年齢層がかなり高めである。李の調査では朝鮮族の年齢構成がでているが, それによると20歳以下はおらず, 20代が25.7%, 30代が57.1%, 40代が14.3%となっている²³⁾。フィリピン人の場合30歳未満が56.3%, 30代が35.0%, 40歳以上が8.6%となっている。バングラディッシュ人の場合20歳以下が3.9%, 21-30歳が75%, 31-40歳が19.2%, 41-50歳が1.9%となっている。

3 学 歴

朝鮮族の平均教育年数は10.8年, フィリピン人は13.9年, バングラディッシュ人は12.2年であ

る。学歴構成をみると、李によれば朝鮮族は国民学校（小学校）卒が4.5%，中卒が20.7%，高校中退は18.3%高卒が42.8%，大卒が13.7%となっている²⁴⁾。またフィリピン人の場合は小学校卒業が3.9%，中卒が2.1%，高卒が36.1%，大卒以上が54.9%，となっている。バングラディッシュ人の場合，中卒が19.2%，高卒が44.2%，二年制大学卒が28.8%，四年制大学卒が5.8%，無応答が2%となっている。こうしてみると朝鮮族の学歴が比較的低い反面，フィリピン人の学歴構成がたいへん高いことがよみとれよう。大学院をでてアナウンサーやプロデューサーをつとめ，大学で英語の非常勤講師までつとめたフィリピン人女性が，放送局幹部である夫の給料と併せても生活が苦しいがために韓国で家政婦をしているという例が，新聞で紹介されている。²⁵⁾

4 入国査証

朝鮮族の場合はほとんどが親戚訪問のビザであるのに対し，フィリピン人の場合は大半が観光ビザである。

5 労働時間

朝鮮族の場合は1日平均10.7時間，月平均勤務日数が27.1日であり，フィリピン人は1日平均10.8時間，月平均26.1日，バングラディッシュ人の場合は1日平均11時間の勤務となっている。この点については三者の間に大差はない。

6 賃金

朝鮮族は男性が月平均66.5万ウォン，女性が48.5万ウォンであるのに対し，フィリピン人の場合男性が35.4万，女性が31.2万ウォンとなっており，かなりの差がある。バングラディッシュ人については平均値は不明であるが，35万から45万ウォンの間に分布している。

ちなみに，李の朝鮮族に対する調査では，平均額の算出はないが，50-60万ウォンが30.6%，60-70万ウォンが42.8%，70万ウォン以上が20.4%となっており，朴の調査に近い結果になっているものと判断される²⁶⁾。

7 就業職種

朝鮮族は実に61.4%が建設業に従事しているのに対し，フィリピン人は建設業従事者は1.3%にすぎず，繊維・衣類関係に43.6%，その他の製造業に38.8%が従事している。朝鮮族の建設業への偏りが目だが，李の調査では繊維が9.1%，建設業が31.0%，サービスが17.9%，単純労務職その他が42%となっており，建設業も少なくないとはいえ，より分散した結果になっている²⁷⁾。バングラディッシュ人については具体的な数字はあがっていないが，運搬・包装・鍍金・染色・単純組立・裁断などの製造業における単純な職種に集中しているとのことである²⁸⁾。

8 その他で注目すべきなのは殴打など暴行を受けた経験である。朝鮮族の場合は3.3%であるのに対し，フィリピン人の場合は19.3%，バングラディッシュ人の場合は36.5%にのぼっている。また旅券を雇用主に管理されている者の割合も，朝鮮族の場合は62.5%であるのに比してフィリピン人は90.6%にものぼっている。²⁹⁾

以上の概観から一つ推測可能なことは，他の民族に比して朝鮮族が比較的厚遇（あくまで他

の外国人労働者集団との比較においてであるが) されているということである。雇用主の側に同族意識があるがゆえということも考えられるが、意志疎通に不自由しないため朝鮮族労働者の側が高い自衛能力や交渉力をもっているためと考えることもできる。

逆にバングラディッシュ人労働者が、(賃金を除けば) フィリピン人に比しても困難な環境におかれていることが推測される。朝鮮族・フィリピン人に比べて数が少ないこと、また大半がキリスト教徒であるフィリピン人が、教会での集会和礼拝を通じて同国人のネットワークを確保しやすく、また教会を通じた韓国内諸団体との連携の条件もあるのに対し、イスラム教徒かヒンドゥー教徒であるバングラディッシュ人にはそういった条件が乏しいということが、その原因として考えられる。

(5) 雇用主の意識

最後に、外国人労働者を雇用している側がどのような意識をもっているかをみてみよう。雇用主に対する調査としては、大邱会議所のもの、および天主教教会議のものがある。後者は1992年6月に京仁地域の従業員30名未満の小規模企業100余社に対して行われた設問調査である。

1 外国人労働者を雇用した理由

大邱の調査では回答者が全体の40.5%であり、うち「人件費の安さ」が78.4%、「人事・労務管理の容易さ」が25.0%、「勤務態度が良い」が14.7%、「福祉負担が少ない」が8.6%、「生産性が高い」が5.2%、その他が8.6%となっている。(複数回答)

天主教教会議の調査では「低賃金」が7.7%、「労働力不足」が87.5%、「その仕事をしたがる韓国人がいない」が4.8%となっている。また同調査には「外国人労働者を高く評価する理由」という項目があり、これに対して「韓国人勤労者より温順である」が92.1%、「韓国人勤労者より熟練している」が7.1%となっている。

2 外国人労働者雇用の際に問題になること

大邱の調査では、「採用時の障害事項」として、回答者は全体の77.6%であり、うち「採用手続の複雑さ」が69.5%、「許可申請から採用まで時間がかかる」が72.4%、「採用に伴う経費」が26.7%、「輸入委託機関がない」が4.3%などとなっており(複数回答)。「生産現場に投入した際の障害事項」については回答者が全体の54.3%であり、うち「意志疎通の困難」55.2%、「勤務態度が不良」24.1%、「生産性の問題」21.6%、「韓国人勤労者との和合の問題」19.0%、「業務の一貫性の維持」31.0%、その他3.4%である(複数回答)。天主教教会議の調査では、「外国人勤労者を雇用することで最も大きな問題は何か」に対して、「言語」が79.3%、「宿所の提供」が6.5%、「飲食」が14.1%となっている。

「人事及び労務管理上の障害事項」について。これは大邱の調査のみに存在する項目である。回答者は59.6%で、うち「研修企業体の無断変更や無断離脱」36.2%、「産業災害発生の可能性」30.2%、「疾病など各種保健上の事項」28.4%、「集団行為事態発生の可能性」30.0%、「研修施設など各種福祉」13.8%、その他1.7%となっている。

Ⅲ 韓国における外国人労働者問題の背景とその基本性格

(1) 直接の要因としての労働力不足

韓国への外国人労働者を流入をもたらした直接の要因は深刻な労働力不足の発生である。その実態についてみてみよう。

1 産業別にみた労働力不足

産業別の労働力不足の実態を年度別に整理すると(表6)のようになる。産業全体、あるいは製造業全体でみると、87年ごろから労働力不足率が上昇し、91年がピークとなり、92年には若干の改善がみられている。91年ピーク時をみると、産業全体に比して鉱業、製造業全体、サービス業のなかの運送・倉庫・通信の労働力不足率が高くなっており、製造業のなかでは繊維・衣服・皮革および木材・木材製品およびその他が高くなっている。これに組立金属、第一次金属、化学が続いている。

2 職種別にみた労働力不足

職種別にみたのが(表7)である。これによると全職種のなかで生産関連職の労働力不足率が全年度において一番高い。生産関連職内部では熟練度が下がるにつれて不足率が高まる傾向が強く、特に未熟練工は87年から常時10%を越える不足率を記録している。

3 事業所の規模別にみた未熟練労働力不足

(表8)は1993年における事業所規模別にみた未熟練労働力不足の実状である。これで見

表6 産業別にみた労働力不足率(単位:%)

産業	年度											
	83年	84年	85年	86年	87年	88年	89年	90年	91年	92年	93年	
全産業	1.95	2.50	1.75	2.30	3.29	3.54	3.21	4.34	5.18	4.26	3.62	
鉱業	0.98	3.38	3.07	4.05	2.15	2.48	3.56	7.11	8.85	6.75	5.78	
製造業	2.63	2.70	1.98	2.94	4.35	4.66	4.15	5.55	7.02	4.87	4.69	
飲食料品	0.83	1.05	0.86	2.32	2.41	2.91	2.91	4.46	4.13	2.44	4.08	
繊維・衣服・皮革	3.45	4.40	3.32	4.00	6.34	5.85	6.04	8.27	10.11	7.11	6.50	
木材・木材製品	3.15	3.67	3.99	2.90	3.75	6.96	6.75	6.75	9.52	6.05	3.24	
紙・紙製品	0.84	2.34	2.04	1.49	2.00	3.50	3.12	3.78	3.82	4.27	3.47	
化学製品	1.95	1.14	0.73	1.08	2.84	3.32	2.62	4.47	4.85	3.59	3.46	
非金属鉱物製品	3.14	1.60	0.76	1.75	3.54	8.16	4.10	4.70	4.65	6.76	4.62	
第一次金属	1.16	1.20	1.20	1.13	2.11	2.49	3.46	2.77	5.21	2.78	2.46	
組立金属・機械・整備	2.42	1.76	1.30	3.08	3.78	4.29	3.65	4.58	6.40	4.26	3.83	
その他	4.74	5.78	4.07	4.08	7.04	3.51	3.53	4.18	8.23	2.63	5.09	
電気・ガス・水道	0.00	0.42	0.43	0.28	0.17	0.20	1.10	0.61	1.02	1.61	1.33	
建設業	1.04	2.22	1.94	1.29	3.32	1.39	2.07	5.05	3.17	3.17	3.34	
卸小売・飲食宿泊	0.20	0.82	0.64	1.09	1.74	1.29	1.44	1.28	1.87	1.77	2.65	
運送・倉庫・通信	12.00	3.07	2.24	1.49	2.16	2.48	2.04	4.15	5.99	8.25	5.50	
金融・保険・不動産	0.64	1.33	0.70	0.51	0.48	1.26	1.50	1.20	1.69	1.43	1.31	
社会・個人サービス	0.30	2.08	0.50	0.45	0.49	0.95	0.91	1.16	1.35	1.40	1.79	

出典 労働部、『雇用展望調査報告書』、各号。

表7 職種別にみた労働力不足率（単位：％）

年度 職種	83年	84年	85年	86年	87年	88年	89年	90年	91年	92年	93年
全職種	1.98	2.50	1.75	2.30	3.29	3.54	3.21	4.34	5.48	4.26	4.00
専門・技術	0.85	2.86	1.12	1.02	1.06	1.13	0.98	1.73	2.51	2.30	3.67
行政・管理	0.22	0.54	0.31	0.55	0.70	0.70	1.16	1.10	0.84	1.34	0.63
事務関連	0.49	1.57	0.99	0.94	1.23	1.22	1.08	1.17	0.99	1.56	1.36
販売	0.15	1.39	0.50	1.32	1.49	1.39	1.45	2.15	2.41	2.26	1.59
サービス	0.16	0.73	0.39	1.17	1.15	1.14	1.25	1.10	1.08	1.88	0.97
生産関連職	2.95	3.06	2.35	3.20	4.79	5.24	4.92	6.85	9.07	6.77	5.65
指導技能	0.92	1.34	1.23	1.26	1.42	2.49	4.05	4.45	5.94	1.74	2.39
熟練工	2.39	2.47	1.99	2.27	3.56	3.94	3.60	5.31	7.32	6.97	5.04
半熟練工	2.56	2.78	2.19	3.31	5.30	5.27	5.25	7.92	10.39	6.58	5.68
未熟練工	6.25	6.77	4.90	8.34	11.12	12.29	11.82	16.23	20.13	10.86	10.47

出典 労働部、『雇用展望調査報告書』、各号。

表8 未熟練労働者の事業所規模別不足率（単位：％）

	83年	84年	85年	86年	87年	88年	89年	90年	91年	92年	93年
全体	6.25	6.77	4.90	8.34	11.12	12.29	11.82	16.23	20.13	10.86	10.47
10-29	3.52	7.64	3.96	6.36	21.83	29.40	28.82	39.36	44.83	10.14	16.99
30-99	4.74	4.24	5.28	8.10	12.56	16.23	13.23	17.72	22.06	10.30	8.22
100-299	6.09	8.68	5.65	10.47	14.02	12.71	10.96	18.17	23.45	13.06	12.33
300-499	6.64	8.14	3.56	5.08	9.57	11.62	12.93	17.05	18.27	8.66	4.28
500-	7.47	6.66	4.73	8.32	7.24	7.03	7.54	7.41	11.05	10.73	9.52

出典 労働部、『雇用展望調査報告書』、各号。

と、全体としては規模の小さな事業所ほど不足率が高いことがみてとれる。

以上から、韓国においては主に製造業の小規模事業所、さらにその未熟練労働力が特に不足する傾向があることがわかるが、外国人労働者はまさにその領域をめざして流入し、就労しており、いきおい3D（3K）労働に集中することになったのである。

(2) 労働力不足の諸要因

かかる小規模事業所を中心とした未熟練労働力の不足の要因は何であろうか。こうした労働力需要を満たしていたのは一般に低学歴で若い労働者か、または農村から流入して日の浅い労働者であるが、これら両者の動向をまず検討する必要がある。

1 進学率向上による若年労働力の減少

まず若年労働者であるが、(表9)によれば経済活動人口における15歳から24歳の占める割合が1965年には27.0%、1980年には22.2%であったのが、85年には16.6%、90年には14.2%へと低下している。その背景にあると考えられるのが進学率の向上である。(表10)によれば中卒者・高卒者とも進学率が増加しているが、特に中卒者の進学率向上は著しく、80年から90年の間

に10ポイント以上も上昇していることがわかる。

2 農村労働力の払底

(表11)は経済活動人口における農林漁業人口の割合と、5年毎に見たその年平均減少度を示したものである。これによると88-93年の期間は68-73年の極端に少ない期間に次いで減少度が

表9 経済活動人口の年齢別構成(単位:千名)

年度/年齢	15-20	20-24	25-54	55-59	60-	合計
1965	1330	1064	5702	434	329	8859
	15.0	12.0	64.4	4.9	3.7	100
1970	1549	1072	6640	498	440	10199
	15.2	10.5	65.1	4.9	4.3	100
1975	1675	1434	7964	663	603	12339
	13.6	11.6	64.5	5.4	4.9	100
1980	1235	1974	9749	777	720	14455
	8.5	13.7	67.4	5.4	5.0	100
1985	713	1868	11309	820	882	15592
	4.6	12.0	72.5	5.3	5.6	100
1990	634	1996	13366	1197	1294	18487
	3.4	10.8	72.3	6.5	7.0	100

各列下段は当該年における比率(%)

出典 労働部,『労働統計年鑑』,各年度版。

表10 中・高・大学卒業者の進学率の推移(単位:%)

年度	中卒者進学率	高卒者進学率	大卒者進学率
1980	84.5	27.2	12.2
1985	90.7	36.4	10.4
1990	95.7	33.2	7.7
1991	97.5	33.2	7.1
1992	98.6	34.3	7.9
1993	98.2	38.4	7.6

出典 魚秀鳳・権恵子,『外国人労働者ト労働政策』,韓国労働組合総連盟中央研究院,1995年,19頁。

表11 経済活動人口における農林漁業人口の構成比及びその年平均減少度

(単位:%)

年度	1963	1968	1973	1978	1983	1988	1993
農林漁業	63.0	52.4	49.8	38.4	29.7	20.6	14.7
製造業・鉱業	8.7	13.9	16.3	23.1	23.3	28.5	24.4
その他	28.3	33.7	33.9	38.5	47.0	50.9	60.9

(単位:ポイント)

	63-68年	68-73年	73-78年	78-83年	83-88年	88-93年
農林漁業人口 年平均減少度	2.65	0.52	2.28	1.74	1.82	1.18

出典 統計庁,『1963~1993 カコ30年間 雇事情の変化』,1994年。

少なく、その直前の83-88年の期間に比して0.64ポイント減少している。このことは80年代末から90年代初頭にかけて、農村労働力の都市流入が減少したことを意味するものであり、都市労働力の供給源としての農村の労働力が払底しつつあることを示していると考えられる。

3 80年代後半の賃金急騰と賃金格差の拡大

80年代後半に入ると、韓国経済は80年代前半の不況から一転して好況期を迎えることになった。これはいわゆる「三低」（ウォン安、原油価格安、国際金利安）による輸出好調に牽引されたものであったが、このことによって86年以降、賃金上昇のペースが上がり始めた。これに後述する87年以降の労資間の力関係の変化も加わり、80年代後半の賃金急騰がもたらされた。さらに（図2）で示されたように、この時期の賃金上昇は事業所規模に対応した賃金格差の拡大をとまっており、このことは労働力の、より規模の大きい事業所への移動を促し、小規模事業所における労働力不足を招来することになる。

(3) 87年以降の政治的民主化の進展と労資間力関係の変化

外国人労働者流入の国内的要因としては、87年以降の労資間力関係の変化をも考えることができる。韓国の急激な経済成長の主要な動力の一つは工業製品の輸出であったが、さまざまな輸出振興策とともにこれを支えたのが、「開発独裁」とも呼称される軍事政権下の労働運動抑圧と、それによる低賃金であった。

しかし1987年の「6・29宣言」（盧泰愚による「民主化八項目提案」）を始点とし、15年ぶりの

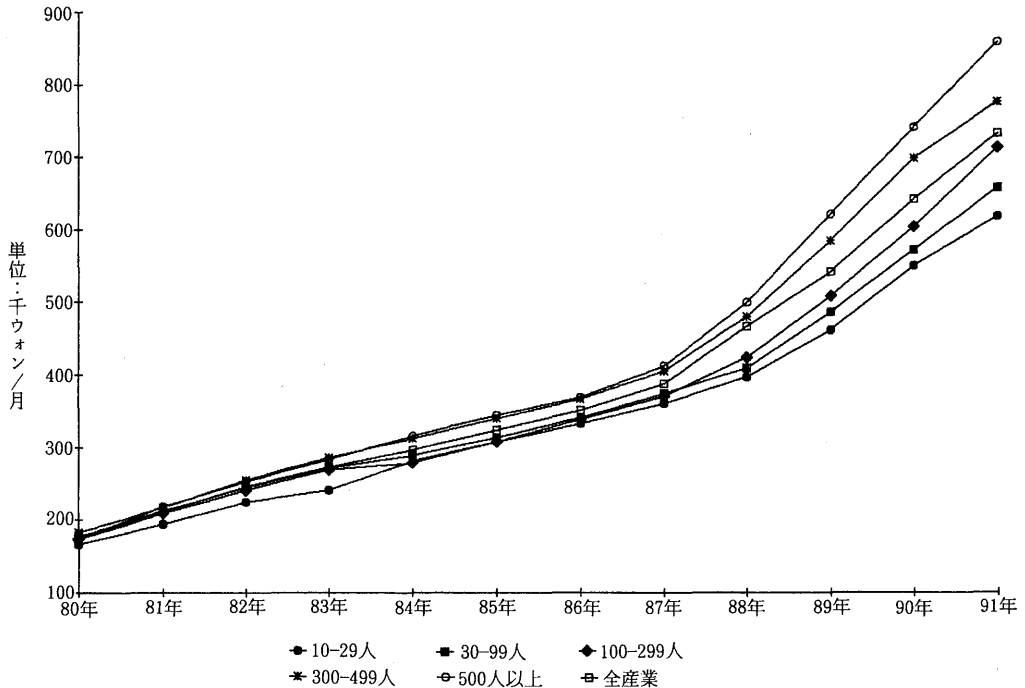


図2 事業所別規模別にみた賃金総額の推移

注) 常勤労働者10人以上の事業所の、常勤労働者が調査対象。

出典 『1992年 KLI 労働統計』, 韓国労働研究院。

大統領直接選挙による盧泰愚政権の登場という政治的民主化の進展が労資の力関係に大きな変化を引き起こし、争議の頻発をもたらした(表12)。このことは、特に余力の少ない小企業の雇用主をして「人件費が安く」「管理しやすい」労働力を希求させることになった。

(4) 世界経済における韓国の位置変化

韓国はその急激な経済成長によって、NICS・NIESの一員とされ、他の発展途上諸国とは異なるものとして扱われてきた。80年代以降も成長を続け、一人あたりGNPで見た場合、80-91年の間に米国が2倍、日本が3倍、東アジアや東南アジアの途上国が1.5~2倍の成長であるのに対し、韓国は4倍以上の成長を遂げている(表13)。このことは米日と韓国との格差の縮小、およびアジア途上国と韓国との格差の拡大を意味することになる。88年ソウルオリンピックを一つの契機として、韓国はアジア途上国の人々の前に「豊かな国」として登場することになったのである。

表12 労組数・労組員数・組織率・紛争数の推移

年	労働組合数	労働組合員数	労働組織率(%)	労使紛争発生数	
1980	2,635	948,134	14.7	407	
1985	2,551	1,004,398	12.4	265	
1986	2,675	1,035,890	12.3	276	
1987	6/30	2,742	1,050,201	11.7	3,749
	12/31	4,103	1,267,450	13.8	1,876
1988	6,164	1,707,456	17.8	1,616	
1989	7,883	1,932,415	18.7	322	
1990	7,698	1,886,884	17.4	234	

但し、労組組織率は、労組員数÷総被雇用者数×100。

出典 『1992年 KLI 労働統計』, 韓国労働研究院。

表13 一人あたりGNPの国際比較

(単位:ドル)

年	1980	1985	1990	1991
中国	290	320	370	370
フィリピン	700	580	730	740
バングラディッシュ	140	150	210	220
パキスタン	290	340	380	400
スリランカ	260	380	470	500
インドネシア	480	530	570	610
ネパール	130	160	170	180
日本	9065	11155	23898	27226
米国	12039	16997	22105	22704
シンガポール	4668	7106	13034	14781
台湾	2344	3297	7954	8788
韓国	1592	2242	5883	6757

出典 魚秀鳳・権恵子『外国人労働者ト労働政策』, 16頁。

原資料 UNDP, Human Development Report, 1991, 1994.

The World Bank, World Tables, 1987.

また80年代以降、韓国は直接投資を急激に増大させている。1978年の対外直接投資残高は243件、1億900万ドルであったが、1988年3月には555件、10億1700万ドルとなっており、うち156件、2億6400万ドルが東南アジアへ向けられている³⁰⁾。また、1987年には対外経済協力基金を創設し、援助供与国としての体制づくりを強化した。先進国の投資を受け入れつつ経済成長を実現してきた韓国は、今度はアジア途上国への資本輸出国としての地位を確立したのである。アジア途上国の人々は韓国から輸入された工業製品のみならず、自国に出現した韓国系企業や韓国の関与したさまざまなプロジェクトによっても、韓国の存在を認識させられることになる³¹⁾。

こういった世界経済における韓国の位置の変化は、労働力の輸出入へも変化をもたらすことになった。80年代前半に至るまで、韓国は主要な労働力輸出国であって、1982年には20万人もの海外出稼ぎ労働者を中近東などへ送り出し、また米国・カナダや中南米諸国へ3万人以上が移民していた³²⁾。こうした労働力の海外流出は80年代後半以降急減し、これと入れ替わるように外国人労働者の流入が開始される。オイルショックから始まった中東産油諸国の好況と建設ブームは、韓国を含むアジア諸国から多数の労働者をひきつけたが、80年代に入ってから原油価格低迷による経済停滞、さらには80年代末の湾岸戦争によって、多くの出稼ぎ労働者やその予備軍たちは行き場を失った。そこへ自国へ投資や援助を行っている「豊かな」国として、韓国の存在が日本などとともクローズアップされることになったのである。

(5) 韓国における外国人労働者問題の基本性格

韓国における外国人労働者流入の背景には、以上述べてきたようなさまざまな要因を指摘しうる。

これらのうち、

- 1) 進学率の向上による若年労働力の減少
- 2) 農村労働力の払底
- 3) 政治的民主化を背景にした労資紛争激化と賃金急騰
- 4) アジア途上国との経済的格差の拡大
- 5) アジア諸国への直接投資の拡大、

といった要因の存在は、韓国が先進資本主義としての様相を帯び始めたことを意味している。すなわち韓国への外国人労働者流入は、韓国の先進資本主義化に根拠をもった現象なのである。ここで韓国における外国人労働者の特徴を概括してみよう。

- 1) 外国人労働者は韓国人労働者に比して、一般により低賃金で長時間、劣悪な環境において労働に従事し、小規模な事業所に集中している。
- 2) 外国人労働者の出身は、中国・フィリピンを始めとする東アジア・東南アジアの発展途上諸国である。
- 3) 単純労働力の合法的導入が「研修生」なる名目で行われており、「不法就労」がこれを補完している。
- 4) 雇用する側は安価で従順な労働力として外国人労働者を求めている。また雇用主による

賃金滞払や未払い、暴行といった、外国人労働者の権利に対する重大な侵犯が存在し、社会問題化している。

こうしてみると、韓国における外国人労働者の実態は、実際に先進国のそれとよく似ているといえよう³³⁾。なかでも単純労働力の導入を禁止しておきながら、研修生制度と資格外就労者の活用によって、安価で無権利な労働力として外国人労働者を利用している点は日本において「わが国の外国人労働者問題の特異性」³⁴⁾とも評価されている問題であって、韓国のそれは明らかに日本の模倣と言うべきであろう。このことは韓国人にも意識されていることであり、日本とドイツ（旧西独）の外国人労働者政策との比較の上に、日本の政策が「責任回避的であり望ましくない」³⁵⁾という意見がなされる一方、「西独は失敗したが日本は成功した。我々の支配的見解は日本式解決方法に傾いている」とする見解³⁶⁾も表明されている。

本格的な先進国入りをめざす韓国にとって、外国人労働者問題はまっさきに降りかかってきた、解決を迫られる重要課題の一つに他ならない。しかし（日本は言うに及ばず）この問題では「先輩格」である西欧や米国においても、移民・外国人労働者問題の合理的解決にむけた展望が開けているとは言い難い。韓国の苦悩は続くであろうし、それはまた我々の苦悩でもあると言えるであろう。

注

本稿執筆にあたり、韓国開発研究院の崔燉吉氏から貴重なご教示と、過去の新聞記事を始めとするさまざまな資料を頂いた。また、山口大学経済学部の横田伸子氏からはこの問題をめぐる最近の状況や、関連出版物についての貴重な情報を頂いた。ここに記して謝辞に代えたい。

また、本稿においてはハングル文献の題名・出版元などについては、日本語に翻訳した上で助詞・助動詞や送りかなをカタカナで表記することになっているが、必要な場合（すべて漢字で表記可能なものなど）についてはハングル文であることを特に注記した。ただし新聞・雑誌記事などについてはこの限りではない。

- 1) 韓国の外国人労働者問題についての日本語文献については、菅見の限りでは以下のものがある。
金炯基、「韓国における外国人労働者の流入実態と労働問題」
金英 「韓国における外国人労働者受入れ政策と展望」
ともに、『93国際学術シンポジウム報告書(2) 東アジアにおける労働力移動と外国人労働者問題』、大阪経済法科大学出版部、1994年。
梁官洙、「韓国の労働市場構造と外国人労働者の現状と課題」、本多淳亮・村下博 編『外国人労働者問題の展望』、大阪経済法科大学出版部、1995年。
石坂浩一、「韓国における外国人労働者——社会的対応と政府の政策」（報告要旨）、『朝鮮史研究会会報』第119号、1994年4月。
金海性、「韓国における外国人労働者問題」、『RAIK 通信』第38号、在日大韓基督教会在日韓国人問題研究所、1995年1月。
- 2) 崔燉吉、『中小企業人力政策ノ研究』、韓国開発研究院、1994年、p85。
- 3) 同上書、p86。
- 4) 大邱における調査では、朝鮮族を雇用している企業76に対しそれ以外の中国人を雇用している企業は31であった。もちろんこれがそのまま人数の比率を示すことにはならないのであるが、中国国籍の研修生の中での朝鮮族の比率の高さを示すものと思われる。
- 5) 後述する紫陽洞や九老工団での調査では、これよりもやや安め回答になっている。しかし外国人研修生の賃金はじつはこれよりも遙かに安く、16万から20万8千ウォン程度であるという報道

- もある。韓国経済新聞, 1994年12月14日付。
- 6) 『中央日報』, 1994年6月1日。
 - 7) 崔燉吉氏の御教示による。
 - 8) 『毎日経済新聞』, 1995年1月8日。
 - 9) 『韓国経済新聞』, 1994年12月17日。
 - 10) この期間に雇用主とともに自主的に申告すれば出国まで一定の猶予期間が与えられ, その間の就労が暫定的に合法化されるという制度。しかしその猶予期間はその雇用主が身元引受人となり, その職場からの移動が禁止されるため, 外国人労働者の雇用主への隷属度が高まりかねないという問題点もある。
 - 11) 研修ビザで入国した外国人研修生が, 職場離脱をするケースなどはこの例である。
 - 12) 薛東勲, 前掲書, pp249-250。
 - 13) 同上, p269。
 - 14) 同上, p272。
 - 15) 同上, p273。
 - 16) 同上, p274。
 - 17) 『女性中央』1992年8月号, 中央日報社, pp400-409。
 - 18) 薛東勲, 前掲書, p279。
 - 19) 同上, p278。
 - 20) 同上, p279。
 - 21) 同上, p281。
 - 22) 92年にバングラディッシュからの短期資格・査証免除・無査証入国者がピークを記録したとき, 男性は10126名, 女性は90名であった。
 - 23) 李閔熙, 前掲書, p54。
 - 24) 同上, p54。
 - 25) 『中央日報』, 1994年5月23日。
 - 26) 李閔熙, 前掲書, p55。
 - 27) 同上, p54。
 - 28) イ・ウクジョン, 前掲書, p28。
 - 29) 朴来栄, 前掲書, 11頁。韓国天主教主教会議, 前掲書, 27頁。
 - 30) 平川均, 『NIES——世界システムと開発』, 同文館, 1992年, 225頁。
 - 31) 移民と直接投資との関係を論じたものとしては, Sassen, Saskia, *The Mobility of Labour and Capital: A Study in International Investment and Labor Flow*, Cambridge University Press, 1988. [森田桐郎ほか訳, 『労働と資本の国際移動——世界都市と移民労働者』, 岩波書店, 1992年。], 特に第4章を参照のこと。
 - 32) このテーマに関しては, 以下の拙稿を参照のこと。
「韓国における労働力輸出の展開」, 京都大学経済学会『経済論叢』, 152巻4・5号, 1993年。
「韓国の海外移民」, 同『経済論叢』, 154巻5号, 1994年。
 - 33) もちろん大きな違いはあるのであって, 例えばフィリピンを始めとする東南アジアからの女性労働者が日本のように性風俗産業に大量に流入するということは, 少なくとも現時点の韓国では起こっていないものと思われる。
 - 34) 伍賀一道, 「『労働市場の国際化』と外国人労働者問題」, 中村雅秀・林堅太郎編『日本経済の国際化とアジア』, 青木書店, 1993年, 119-120頁。
 - 35) 李敏媛, 『不法就業外国人労働者ニ関スル研究』, ソウル大学校行政大学院碩士論文, 1993年2月, p78。
 - 36) 劉在哲(京郷新聞論説委員=当時), 『経営界』1992年9月号, 韓国経営者総協会, p16。

(原稿受理1997年9月19日)